

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、尾道系崎港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和六年四月十五日

尾道系崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 港湾計画の変更の概要

平成五年九月十六日付け広島県報によってその概要を公告した尾道系崎港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

#### 1 旅客船埠頭計画

| 地区名 | 施設及び規模                             |
|-----|------------------------------------|
| 内港  | 小型栈橋 二基（既設）<br>埠頭用地 一ヘクタール（旅客施設用地） |

#### 2 小型船だまり計画

| 地区名 | 施設及び規模  |
|-----|---|
| 内港  | 小型栈橋 三基（既設）<br>物揚場 水深二メートル 延長一〇八メートル（既設）<br>埠頭用地 一ヘクタール（既設） |

また、内港地区の既設の物揚場 水深三・五メートル 延長一〇八メートル廃止及び小型栈橋 一基廃止を削除する。

#### 3 港湾環境整備施設計画

| 地区名 | 施設及び規模    |
|-----|-----------|
| 内港  | 緑地 一ヘクタール |

#### 4 土地利用計画

| 地区名 | 施設及び規模                                    |
|-----|---|
| 内港  | 埠頭用地 三ヘクタール<br>交通機能用地 一ヘクタール<br>緑地 一ヘクタール |

#### 二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木建築局港湾漁港整備課（広島市中区基町一〇番五二号）